統合型リゾートの整備に際してギャンブル依存症対策等を求める意見書

統合型リゾートの整備を促す「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」が昨年12月26日に公布され、同日施行された。同法に定める「特定複合観光施設」とは、カジノ施設と会議場施設、レクリエーション施設、展示施設、宿泊施設等の施設が一体となっている複合型観光施設のことであり、国内外から新たな観光客を誘致することで、観光及び地域経済の振興に寄与し、雇用の創出も見込まれるなど、観光立国日本の実現を推進するものである。

しかしながら、一部の特定地域に限られるものであったとしても、カジノ施設の設置を認める ことは、射幸心をあおり、ギャンブル依存症を助長するのではないかとの懸念があり、県民の間 にも不安の声があることも事実である。

同法の成立に際しては、15項目に及ぶ附帯決議がなされており、今後、統合型リゾートの整備に向け、この附帯決議に関する議論を十分に尽くし、国民に対してわかりやすく丁寧な説明を行うことが必要不可欠である。特に、ギャンブル依存症については、カジノにとどまらず、他のギャンブル等に起因する依存症も含め、効果的な対策を講じることが強く望まれる。

よって、下記の事項について実施されるよう強く求める。

記

- 1 カジノ施設をめぐる諸課題について、十分な議論を尽くすとともに、国民の不安を払拭するため、丁寧な説明により国民の理解が得られるよう努めること。
- 2 ギャンブル依存症の予防、治療に加え、相談体制を整備するなど、総合的な対策を行うため の法律の早期制定に努めること。
- 3 ギャンブル依存症に対する効果的な対策を整備するため、同法に定める納付金の使途に依存症対策の実施に要する経費を含めるなど、必要な財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月17日

熊本県議会議長 吉永和世

衆議院議長 大島理森様 参議院議長 伊達忠一様 内閣総理大臣 安倍晋 紙 財務 大臣 麻生太縣 厚生労働大臣 塩崎恭久様 経済産業大臣 世耕弘成様